

平成 23 年 6 月 15 日

公立大学法人 都留文科大学  
理事長 西 室 陽 一 様

監事 鶴川 正樹

監事 ちや 明男

## 監査報告書

地方独立行政法人法第 13 条第 4 項及び第 34 条第 2 項並びに公立大学法人都留文科大学監事監査規程第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 23 年 6 月 9 日に公立大学法人都留文科大学の平成 22 年度における業務の執行について監査を実施したので、その結果を下記のとおり報告いたします。

### 記

#### 1. 監査方法の概要

都留文科大学において役員及び関係職員から業務の執行状況について報告を受け、提出された監査調書等により監査を実施しました。帳票その他証拠書類の原本及び現物の照合確認並びに担当者からの概況聴取・質疑応答などの方法により実施いたしました。

会計監査については、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、キャッシュフロー計算書及び行政サービスコスト計算書）、決算報告書、平成 22 年度中における各月の合計残高試算表、総勘定元帳、残高証明書などを確認するとともに、事業年度内の特徴ある取引については、関係書類・帳票等の提示をし、関係部署の担当者から説明を行うなどの手続きを実施して会計監査を行いました。

業務監査については、平成 22 年度事業報告書の内容について検討し、中期計画に掲げられている 190 項目に対応した年度計画 267 項目の達成状況等を中心に、監査を実施しました。

#### 2. 監査結果の概要

- (1) 業務の執行は、適正に行われていると認める。
- (2) 財務諸表は、法人の財政状態及び運営状況等を適正に表示しているものと認める。

- (3) 事業報告書は、法人の業務運営状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 決算報告書は、予算の区分に従って、決算の状況を正しく示しているものと認める。
- (5) 理事長、副理事長、理事の業務執行に関しては、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する事実は認められない。なお、理事長、副理事長と法人との間には利益相反取引は認められない。

### 3. 是正又は改善を要する事項

#### (1) 会計監査

- ①月次報告が確実に行えるよう教職員に伝票提出日の周知徹底を行い、伝票処理の集中管理も含め対応策を検討すること。
- ②固定資産明細一覧の表示方法を資産科目別に表示されるよう財務会計システムの修正を行うこと。
- ③資金運用方針を早急に定めること。
- ④リース物件については、債務残高の根拠となる資料を検証できるように整えるなど債務残高管理を徹底すること。
- ⑤勘定科目ごとに根拠となる資料を検証できるよう整えること。
- ⑥勘定科目別の月次予算執行状況がわかるようにすること。四半期ごとに執行状況の管理を行うこと。また、予算の組み方等について検討すること。

#### (2) 業務監査

- ①年度計画の達成度が十分でない項目については、達成が図られるよう継続的に取り組むこと。
- ②科学研究費の申請率の向上を図り、研究の質の向上により一層努めること。
- ③公立大学法人への移行に伴い増大している業務量に対応するため、担当業務の見直し、職員体制の見直しなどについて検討すること。
- ④授業アンケート結果の活用、教員相互の授業参観の実施など、F D活動の進捗がやや遅れている。教育の質の向上を目指す活動について一層の充実を図ること。

### 4. その他必要と認める事項

- ①全国の誇れる公立大学として個性溢れる実績を残し、経営も安定していることが認められる。この時期に将来を見据えた職員体制の強化、新学部設立等の改革が必要と思われる。
- ②学園都市の中核を担うため、現在のセンターの活用など、更なる地域との交流の機会の創設と充実を図られたい。